2　この条約の適用上の用語（「著作物」、「利用しやすい様式の複製物」及び「権限を与えられた機関」）について定義している。（第二条関係）

3　受益者は、(a)盲人である者、(b)視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって、印刷された著作物をそのような障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの、(c)身体的な障害により、書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず、又は目の焦点を合わせること若しくは目を動かすことができない者、のいずれかに該当する者である。（第三条関係）

4　締約国は、受益者のために著作物を利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能とすることを促進するため、自国の著作権法において、複製権、譲渡権及び公衆の利用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定める。締約国は、この条の規定に基づく制限又は例外を、自国の市場において受益者が特定の利用しやすい様式では妥当な条件により商業的に入手することができない著作物に限定することができ、この条約の批准、受諾、加入等の時に、世界知的所有権機関事務局長に寄託する通告において、その旨を宣言する。（第四条関係）

5　締約国は、利用しやすい様式の複製物が作成される場合には、権限を与えられた機関が、当該利用しやすい様式の複製物を他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関に譲渡し、又は他の締約国の受益者若しくは権限を与えられた機関の利用が可能となるような状態に置くことができることを定める。（第五条関係）

6　締約国の国内法令は、受益者等又は権限を与えられた機関が著作物の利用しやすい様式の複製物を作成することを認める範囲において、権利者の許諾を得ることなく受益者のために利用しやすい様式の複製物を輸入することを認めるものとする。（第六条関係）

7　締約国は、技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定める場合には、受益者が当該法的保護によりこの条約に定める制限及び例外を享受することを妨げられないことを確保するため、必要に応じて適当な措置をとる。（第七条関係）

8　締約国は、この条約に定める制限及び例外の実施に当たり、他の者との平等を基礎として受益者のプライバシーを保護するよう努める。（第八条関係）

9　締約国は、権限を与えられた機関が相互に特定することを支援するための情報の自発的な共有を奨励することにより、利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するよう努める。（第九条関係）

10　締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとることを約束する。（第一〇条関係）

11　締約国は、この条約の適用を確保するために必要な措置をとるに当たり、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び著作権に関する世界知的所有権機関条約に基づいて有する権利を行使することができ、並びにこれらの条約に基づいて負う義務を履行する。（第一一条関係）

12　締約国は、各締約国が、その経済状況並びに社会的及び文化的なニーズを考慮し、その国際的な権利及び義務に従い、受益者のための著作権の制限及び例外であってこの条約に定めるもの以外のものを各締約国の国内法令において実施することができることを認める。（第一二条関係）

13　締約国は、総会を設置する。総会は、この条約の適用及び運用に関する問題を取り扱い、世界知的所有権機関事務局長の招集により、世界知的所有権機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。世界知的所有権機関国際事務局は、この条約の管理業務を行う。（第一三条及び第一四条関係）

14　この条約の締約国となる資格、効力発生、廃棄、寄託者等について規定している。（第一五条～第二二条関係）

条約

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第九号

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約

日本国及びアイスランドは、

両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、

所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこの条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁（あさ）りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条　対象となる者

1　この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

2　この条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の所得とみなす。この2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。この2の規定の適用上、「課税上存在しない」とは、一方の締約国の租税に関する法令の下において、団体又は仕組みの所得の全部又は一部について、当該所得の全部又は一部が当該団体又は仕組みにより当該団体又は仕組みの持分を有する者に分配されるか否かを問わず、当該所得の全部又は一部が生ずる時において当該者が当該所得の全部又は一部を直接に取得したものとして、当該団体又は仕組みに対してではなく、当該者に対して租税が課される場合をいう。

第二条　対象となる租税

1　この条約が適用される現行の租税は、次のものとする。

(a)　アイスランドにおいては、

(i)　国税である所得税

(ii)　地方税である所得税

(iii)　特別炭化水素税

（以下「アイスランドの租税」という。）